



秋田県公報

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| 告示 | |
| 字の区域の変更(五四六～五四九・市町村課)…………… | 1 |
| 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限のための公聴会(五五〇・自然保護課)…………… | 10 |
| 保安林の指定の予定(五五一、五五二・森林整備課)…………… | 10 |
| 第三十三回採石業務管理者試験の実施(五五三・資源エネルギー課)…………… | 12 |
| 道路区域の変更(五五四・道路環境課)…………… | 13 |
| 公告 | |
| 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)…………… | 13 |
| 市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部)…………… | 13 |
| 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部)…………… | 14 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件…………… | 15 |

告示

秋田県告示第五百四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡太田町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

| 変更前の字の区域 | 変更後の字の区域 |
|---|------------------|
| 仙北郡太田町横堀字上村 五一の一部、五三の一部、五六の一部、六八の 一の一部、六八の三から六八の五まで、六八の 六の一部、六九の二の一部、六九の九の一部、六 九の一〇、六九の一、七〇の一から七〇の四ま で、七一の一、七一の二の一部、七一の三から七 一の七まで、七二の二、七二の七、七二の八、七 五の一、七五の二の一部、七五の五から七五の七 までの各一部、七五の八、七五の九、七九の一の 一、七九の七の一部、二九〇の一の一部及びこ れらの区域に隣接介在する道路、水路である国有 地の全部並びに中里字鏡田一六四、一六六の地先 の水路である国有地の全部 | 仙北郡太田町中里字西 十町 |
| 仙北郡太田町中里字鏡田 一五三の一の一部、一五四の一、一五五の一、 一五六の一、一五七の一、一五八の一、一六〇、一 六一、一六四、一六六及びこれらの区域に隣接介 在する道路、水路である国有地の全部 | 仙北郡太田町中里字西 中里 |
| 仙北郡太田町横堀字上村 一一一の一、一一二の二の一部、一一三の三の 一、一一四の四、一一五の五、一一六の六から一 一一八までの各一部、一一四の二の一部、一一 四の三、一一四の四、一一五の四の一部、一一五 の五の一部、二九五の一部及びこれらの区域に隣 接介在する道路、水路である国有地の全部 | 仙北郡太田町中里字西 中里 |

秋田県告示第五百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡仙北町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、

同条第二項の規定に基づき、告示する。
 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
 平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

| 変更前の字の区域 | 変更後の字の区域 |
|---|-------------|
| 仙北郡仙北町中里字二十町 五の一から五の三までの各一部、六の一の一部、六の四の一部 仙北郡仙北町中里字鏡田 三の二、七の四、七の六、一四三の一、一四四の一、一四六の一、一五二の一の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部 | 仙北郡仙北町横堀字上村 |
| 仙北郡仙北町横堀字熊元 三の一の一部、六七の三の一部、六七の五、六九の一から六九の四まで、六九の五の一部、七二の一、七二の二の一部、七二の四、七二の五の一部、七二の六、七二の七、七三の一の一部、七三の二の一部、七三の三、七四の一の一部、七五の八の一部、七五の九の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部 仙北郡仙北町三本扇字俣下川原 四九の四、七四の二の一部 仙北郡仙北町三本扇字新山後 三五の四、三五の五、三九の六 | 仙北郡仙北町横堀字熊 |

| | |
|---|-----------------------|
| 一二四の二の一部、一二五の一の一部、一二五の二、一二五の四から一二五の六までの各一部、一二五の七から一二五の九まで、一二五の一〇から一二五の一三までの各一部、一二五の一四から一二五の一六まで、一二五の一七の一部、一二五の一八の一部、一二八の一の一部、一二八の二、一六八の一の一部、一六八の三の一部、一六八の二の三の一部、一七〇の二の一部、一七〇の四、二六〇の一の一部、二六九の一の一部、二六九の三、二六九の四、二六九の五の一部、二六九の六、二七一の二の一部、二七一の二、二七一の三の一部、二七一の四の一部、二七一の七から二七一の九まで、二七六の一、二七六の三、二七六の四、二八七の一、二八七の二、二八七の三の一部、二九五の一部、二九六から三〇三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一五八の一、一五八の二に隣接する道路である国有地の全部 仙北郡仙北町三本扇字俣下川原 七四の二の一部 仙北郡仙北町三本扇字下川原 九二の五、九二の七、九二の八の一部、九二の九 仙北郡仙北町横堀字日吉 五九の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部 仙北郡仙北町駒場字館腰 横堀字熊元三の七に隣接する駒場字館腰の水路である国有地の全部 仙北郡仙北町横堀字熊元 二四の一、二四の四、二七の四の一部、二九の一 | 元 吉 仙北郡仙北町横堀字日吉 |
|---|-----------------------|

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|
| <p>仙北郡仙北町横堀字住吉 三三の二、三三の三から三三の五まで、三三の八の一部、三三の九、三三の一〇、三五の二の一部、三五の四の一部、三五の五の一部、二〇一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに字日吉五九に隣接する水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字荒巻 二二〇、二二二の二、二四八、二四九に隣接する道路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字表木 字住吉一三の五、二二の三、二七の一、三三の四、三三の五に隣接する道路である国有地の一部並びに字住吉二五の一、二五の三、二五の四、三三の二の地先の道路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字日吉 五七の二の一部、五七の四の一部、五七の九の一部、五七の一〇の一部、六二の一部、六八の一部、六九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町三本扇字下川原 九一の二から九一の四まで、九二の四、九二の八の一部、九二の一〇及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部</p> | <p>の一部、二九の二の一部、三〇の二、三〇の四、三〇の五、三二の二、三二の三から三二の五まで、三三の八の一部、三三の九、三三の一〇、三五の二の一部、三五の四の一部、三五の五の一部、二〇一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに字日吉五九に隣接する水路である国有地の一部</p> |
| <p>仙北郡仙北町横堀字表木</p> | | | <p>仙北郡仙北町横堀字住吉</p> | | |

| | | | | | | |
|--------------------|--|---|--|--|--|--|
| <p>仙北郡仙北町横堀字杉下</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字福嶋 五〇、四二一から四二六まで、四二七の二から四二七の三まで、四二八から四三〇まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字住吉 一八一の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字表木 五七の二の一部、五八の四、六〇、六一の一部、一四四の一部、一四五、一四六、一四七の一部、二二三の一部、二三五の二、二三五の三、二三六の二の一部、二三六の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町駒場字沖田 九八の一、九九の一及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字大荒巻 一六の一、一六の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町駒場字沖田 一四三の一、一四四の四、一四五の二、一四六の二、一四七の二、一四八の二、一四九の二、一五〇の二、一五一の二、一五二の二、一五三の二、一五四の二、一五五の二、一五六の二、一五六の三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> |
| | | | <p>仙北郡仙北町横堀字王野田</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字大荒巻</p> | | <p>仙北郡仙北町横堀字鶴田</p> |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|--|
| <p>三、四、九、一一の一部、一二の一部、一八の一、一八の二、一九から二三まで、二四の一部、二四の三、二五から二九まで、三〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字南福嶋 一の一部、七九の一部、八〇の一部、一六四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字荒巻 一〇四の二の一部、一〇四の三の一部、二〇一の一部、二〇二の一部、二〇三から二〇七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字王野田 二一八から二二一までの各一部、二二二、二二三から二二五までの各一部、二二六、二二七の一部、二二八、二二九から三三一までの各一部、三三三から二四〇まで、二四一の一部、二七八の一の一部、二七八の二の一部、二七九から二八一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字杉下 九四の一部</p> <p>仙北郡仙北町横堀字住吉 二二四の一、二二六及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字小荒巻 一の二の一部、一六三の一の一部、一六四の一部、</p> | |
| | | | <p>仙北郡仙北町板見内字 荒巻</p> | | | |
| <p>一六五の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部並びに一六二、一六二の一、一六三の一地先の水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字下荒巻 一の一部、三の一部、七の一部、一〇の一部、一六の一部、二〇の一部、二二の一部、二四の一部、三四の一部、三五から三八まで、四〇から五一まで、五二の三、五二の四、五三から五六まで、五七の一部、九三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字荒巻 一六三の一部、一六四の一部、二六二の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町福田字上福田 四八から六〇まで、六二から六四まで、六六から七七まで、七九の一、七九の二、八〇、八一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字杉下 一一七の一部、二五九の一部、二六二、三六二から三六六まで、四五六、四五七、四五八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字荒巻 一六二の一部</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字小荒巻 三三の一の一部、三四の一部、一一五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> |
| | | <p>仙北郡仙北町板見内字 小荒巻</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字 下荒巻</p> | | | |

| | | | | | |
|--------------------|---|--|---|--|---|
| <p>有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町福田字上福田 二の1部、三一、三三、六一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに板見内字下荒巻六六、六八、六九、一四一から一四三までに隣接する水路である国有地の全部、板見内字小荒巻二五に隣接する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字王野田 八、九に隣接する水路である国有地の全部、一から七まで、一〇の地先の水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字南福嶋 一の1部、二から一〇まで、一九から二一まで、二三から三一まで、三二の1、三三の1、三三から三六まで、三八の1部、三九の1部、四〇から四五まで、四七、四八、七〇、七一、七三から七八まで、七九の1部、一四一の1部、一四一の1部の1部、一四二の1部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の1部並びに一一、一四二に隣接する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字尻黒 九八の1の1部、九八の四の1部、一〇〇の1、一〇一、一〇二の1及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字福嶋 四一六に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> <p>仙北郡仙北町横堀字杉下 三八の1部、四一から四四までの各1部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並び</p> |
| <p>仙北郡仙北町横堀字福嶋</p> | | <p>仙北郡仙北町横堀字福嶋</p> | | <p>仙北郡仙北町横堀字南福嶋</p> | |

| | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|
| <p>に三〇から三四まで、三六、三七に隣接する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字星宮 四一七の1、四一八の1、四一九の1、四二〇の1、四二一の1、四二二の1の地先の道路である国有地の1部</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字荒巻 一三から一五までの各1部、一六、一八、一九、二二、二三から二九までの各1部、三九の1部、四〇の1部、四五の1の1部、四六の1部、四六の1、四八の1部、四九の1部、五一の1部、五三から五六までの各1部、五七の1の1部、一一一、一二四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町板見内字下荒巻 一の1部、三の1部、七の1部、一〇の1部、一四、一五、一六の1部、一七、二〇の1部、二二の1部、二二、二三の1、二三の1、二四の1部、二六の1部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二六、二七の1の地先の水路である国有地の1部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字星宮 九八の1の1部、五七〇の2及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字南福嶋 三八の1部、三九の1部、一一二の1部、一一三の1部、一八七の1部、一八八の1部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の1部</p> |
| <p>仙北郡仙北町横堀字星宮</p> | | <p>仙北郡仙北町横堀字杉下</p> | | <p>仙北郡仙北町横堀字星宮</p> | |

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| <p>仙北郡仙北町横堀字尻黒</p> <p>仙北郡仙北町清水字南谷地 九の一、一〇、一一、一二の一、三七の一、三八から四二まで、四三の二、九二及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町清水字南大吹 二の五、二の二三から二の一五まで</p> | <p>仙北郡仙北町清水字乙沖田 三九三の二、三九三の五、三九五の二、三九五の四、三九五の五、三九六の二、三九七の二、三九七の四、三九七の六から三九七の一まで、三九八の一から三九八の五まで</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字星宮 一七六の一部、一七九、一八〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町高関上郷字谷地 一、二、九〇の一の一部、九〇の二の一部、九一の一、九一の二、九二の一、九二の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p> <p>仙北郡仙北町清水字南谷地 四七の一、四八から五〇まで、五一の二、五二の二、五六の二、五七の二、五八から六一まで、六二の二、七〇、七一の二、一〇六の一、一〇七の三、一〇八の三、一〇九の三、一一〇の三、一一一の三、一一二の二、二〇三の二、二〇四の四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> |
| <p>仙北郡仙北町横堀字高</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字川戸賀</p> | | | |

| | | | | |
|---|---|--|---|--|
| <p>仙北郡仙北町横堀字福嶋 一から六まで、一七の一の一部、一八の一、一九の一の一部、二二の二の一部、二四の二、二五の二の一部、二五の二、二七の二、二八の二、二九の二、三〇の二、三〇の二の一部、三二の三の一部、三三、三九の一部、四一の一部、三三七の一の一部、一三七の三の一部、一三七の五の一部、一四〇の二、一四〇の四から一四〇の六までの各一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字佐野 五の一、二三の四の一部、二三の五の一部、三六、三七、三七の一、五七の二、五八、六一の二、六一の二、六三、六四、六六の二、六六の二、六八、七〇、七三の二、七三の三、七四の二、七四の三、七四の四、七六、七七、七七の二、七八、七八の一、七八の三、七八の七、七九、八〇、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字高倉 二二の二、二五の三の地先の道路、水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字福嶋 八から一まで、一四の一部、三四から三七まで、三八の一、四三、四六、五二の一部、五三、一六の一の一部、一六の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p> | <p>一の四、一の五、三、四の一部、四の一部、四の三の一部、四の四、二二の二の一部、二二、二二、二四の一部、二五の一部、八一の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> |
| | | | <p>黒</p> <p>仙北郡仙北町横堀字尻</p> | <p>倉</p> |

| | | |
|--|---|---------------------|
| <p>及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに三一の一の地先の水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字尻黒 四一の一、四二の一の地先の水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字佐野</p> |
| <p>仙北郡仙北町横堀字万願寺 一一八の一、一五二の一、一五三から一五五までの地先の道路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字蔵開 一八九の一の地先の道路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字北佐野</p> |
| <p>仙北郡仙北町横堀字蔵開 一から一〇までの各一部、一四から一七までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡仙北町清水字乙泉 一五二、一五三、一五五、一五六、一五八、一五九、一六〇の三、一八六の一、一八七の一、一八八の一、一九〇から一九四まで、一九七から一九九まで、二〇二、二〇三、二〇四の一、二〇七の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字万願寺</p> |
| <p>仙北郡仙北町清水字乙泉 一九五、一九六、二〇〇、二〇一、二〇五、二〇六の一及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字万願寺 九七の一部、一一四、一三三の一部、一三六、一</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字蔵開</p> |

| | | |
|---|--|--------------------|
| <p>三七の一の一部、一四六の一、一四六の五、一四七の一、一四九の一、一五一の一、一五二の一、一五三から一五九まで、一六一、一六三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに一一〇の地先の水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字北佐野 二〇〇の一の一部、二〇〇の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字石神</p> |
| <p>仙北郡仙北町横堀字佐野 四〇の一の一部、四〇の二の一部、一〇一の三の一部、一〇二の一部、一〇三の一の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに三九の二、九二の三、九八の一に隣接する道路、水路である国有地の全部、三九の一に隣接する水路である国有地の全部、九八の一、九九、一〇一の一、一〇一の二、一〇二の地先の水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字蔵開 一〇五の二の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字沖田</p> |
| <p>仙北郡仙北町横堀字沖田 一〇三の地先の水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字蔵開 一〇五の二の一部</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字沖田</p> |
| <p>仙北郡仙北町清水字乙沖田 五の一、六、七の一、八から一まで、四九、五〇、四四〇、四五二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに横堀字沖田三に隣接する清水字乙沖田の道路、水路</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字蔵開</p> | <p>仙北郡仙北町横堀字沖田</p> |

である国有地の全部、横堀字沖田三三、一一一の一、一一一の三に隣接する清水字乙沖田の水路である国有地の全部

秋田県告示第五百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、仙北郡南外村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲 男

| | |
|---|--------------------------------------|
| <p>変更前の字の区域</p> <p>仙北郡南外村字無尻橋 五六二から五六五までの各一部、五六九の一部、五七〇の一部、五七三の一部、五七四の一部、五七七から五七九までの各一部、五八二から五九一までの各一部、五九五の一部、五九六の一部、五九八、五九九の一、五九九の二、六〇二の一部、六一二から六二〇まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>変更後の字の区域</p> <p>仙北郡南外村南榎岡字西ノ又</p> |
| <p>仙北郡南外村字八田滝 一の一、一の七、一の九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡南外村字無尻橋</p> |
| <p>仙北郡南外村字林ノ沢 八の地先の水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡南外村字無尻橋</p> |

一〇二の一部、一九九の二、二〇三の一、二〇三の二の一部、二〇六の一部、二一〇、二一六、二一七の二、二一八の三、二一八の四、二一九、二二〇の二、二二一、二二五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

仙北郡南外村字向大小手

一の一、二の一、二の五、三の一、四の一、五の四、六の一、六の二、八及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

秋田県告示第五百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、仙北郡中仙町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲 男

| | |
|---|------------------------------------|
| <p>変更前の字の区域</p> <p>仙北郡中仙町横堀字北佐野 一の七、三の四、二二の三、一三三、六一、六一、六四の二、一〇〇の二、一一〇の三、一一二の三、一一三、一一三の二、一一四、一一五、一一七の一、一一七の二、一一八から一一九まで、一二五の二、一三〇、一三三の二、一三三の四、一三五の四、一三六の二、一三七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>変更後の字の区域</p> <p>仙北郡中仙町清水字大形</p> |
| <p>仙北郡中仙町清水字丙泉</p> | <p>仙北郡中仙町清水字甲</p> |

仙北郡南外村字林ノ沢

| | | | | | |
|--|---|---|--|--|---|
| <p>仙北郡中仙町四ツ屋字東田 七四の三、七五の一、七六から七九まで、八〇の一、八一の一、八一の三、八二の一、八三の一、八四の一、八四の三、八九の一、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、一一二の一、一四〇の一、一六七及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡中仙町清水字南大吹 一〇〇の二、一〇〇の四、一一一、七六の一、七七の一、三〇四の二、三〇四の四及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡中仙町横堀字川戸賀 二二一の二、二二四の二、二二五の二、二二五の四及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡中仙町横堀字蔵開 八九及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに清水字甲沖田八八に隣接する横堀字蔵開の水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡中仙町清水字乙泉 一七六から一七八まで、一八〇の一部、一八二、一八三の一部、二二一の一部、二二二、二二三、二二四の一、二二四、二二五、二七四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二一〇の地先の道路、水路である国有地の全部</p> | <p>一七九、一八七から一九〇まで、一九二、一九三、一九五から二〇〇まで、二七二の一部、二七三、二七五、二八三から二八七まで、三〇三の一部、三〇六、三〇七</p> |
| | | | | <p>沖田</p> | <p>沖田</p> |

| | | | | | |
|---|---|---|--|--|--------------------------------------|
| <p>仙北郡中仙町横堀字川戸賀 四八二の四、四八五の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに清水字南谷地四三の一に隣接する横堀字川戸賀の道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡中仙町清水字南大吹 一五八の一、一五九から一六四まで、一六八、一七一、一七二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡中仙町四ツ屋字東田 八二の二、八三の二、八九の四、一〇三の五、一〇五、一〇七の一、一〇七の二、一〇八の二から一〇八の五まで、一〇九の三、一四三の三、一四四の一、一四五の一、一六八及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部</p> | <p>仙北郡中仙町清水字南谷地 一の五、一の六、二から八まで、八七から九一まで、九三から九五まで、一二二から一三一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>仙北郡中仙町横堀字川戸賀 二三五の二、二三五の三、二三五の五、二三六から二三八まで、二三九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに清水字南大吹六一の一、六二から六六までに隣接する横堀字川戸賀の水路である国有地の一部</p> | <p>全部 仙北郡中仙町清水字乙沖田 三九七の五</p> |
| | | <p>仙北郡中仙町清水字南谷地</p> | | | <p>仙北郡中仙町清水字南大吹</p> |

秋田県告示第五百五十号

| 森 林 所 在 場 所 | 全 面 積 | 保安林指定 見込面積 (ヘクタール) | 指定の目的 | 指 定 施 業 要 件 | | |
|-------------|--------|--------------------------|-------|-------------|-------|----------|
| | | | | 伐採種別 | 標準伐期齢 | 立木の伐採の方法 |
| 由利郡 | 六五、四二〇 | 三・一四〇〇 | 干害の防備 | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| 大内町 | 五八、九一八 | 二・六九〇〇 | 公衆の保健 | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| 松本 | 二二、八〇四 | 二・二八〇四 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| 蛇喰 | 二二、八〇四 | 二・二八〇四 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| 山戸 | 一三、一三九 | 一・三三三九 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| 山下 | 一三、一三九 | 一・三三三九 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| | 二四、一〇一 | 二・五六一五 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| | 二四、一〇一 | 二・五六一五 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| | 二四、一〇一 | 二・五六一五 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| | 二四、一〇一 | 二・五六一五 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| | 二四、一〇一 | 二・五六一五 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |
| | 二四、一〇一 | 二・五六一五 | | 主伐として | 間伐その他 | 立木の伐採 |

仙北郡中仙町横堀字屋宮
 六一五の一から六一五の三まで、六一六の一、六一六の二、六一八の三、七〇一の二、七〇三の一から七〇三の三まで、七〇四の一から七〇四の四まで、七〇五の一、七〇五の二、七〇七、七〇八、七〇九の一、七〇九の二、七二二の一から七二二の三まで、七二五の一、七二五の二、七二八の二、七一九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに清水字南谷地二〇四の一から二〇四の三までに隣接する横堀字屋宮の水路である国有地の全部

仙北郡中仙町高関上郷字谷地
 三から一〇まで、一一の一から一一の三まで、一二の一、一二の二、一三から一〇まで、一一の一、一二の二、一二の二から一二の三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第五項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

一 日時 平成十六年七月二十日 午前十一時
 二 場所 南秋田郡大潟村字中央一 大潟村役場第二会議室
 三 案件 大潟村オスイタチ捕獲禁止区域の指定について
 四 公聴会開催に関する問い合わせ先
 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課（電話〇一八 八六〇 一六一三）

秋田県告示第五百五十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

| | | | | | | | | | |
|-----|----|---------------------------------|--------|-------------|--------------------------|--------|---------------------|----------|--------|
| 河辺郡 | 郡市 | 森 林 の 所 在 場 所 | 地 番 | 全 面 積 | 保安林指定 見込面積 (ヘクタール) | 指定の目的 | 伐採種別 (附属明細書のとおり) | 立木の伐採の方法 | 要件 |
| 雄和町 | 町村 | | | | | | | | |
| 下黒瀬 | 大字 | | | | | | | | |
| 岩野沢 | 字 | | | | | | | | |
| 四二 | 四四 | 四四 | 四二 | 一、〇四一 | 〇・九二四六 | 〇・二六五一 | 〇・七三三六 | 〇・七三三六 | 〇・九二四六 |
| 四四 | 四八 | 四八 | 四四 | 一、〇四一 | 〇・二六五一 | 〇・二六五一 | 〇・七三三六 | 〇・七三三六 | 〇・二六五一 |
| 四九 | 四八 | 四八 | 四九 | 二九七 | 〇・一一二八 | 〇・一一二八 | 〇・七三三六 | 〇・七三三六 | 〇・一一二八 |
| 五〇 | 四九 | 四九 | 五〇 | 三九六 | 〇・三四一六 | 〇・三四一六 | 〇・七三三六 | 〇・七三三六 | 〇・三四一六 |
| 五一 | 五〇 | 五〇 | 五一 | 八九二 | 〇・六三三八 | 〇・六三三八 | 〇・七三三六 | 〇・七三三六 | 〇・六三三八 |
| 五三 | 五一 | 五一 | 五三 | 七九三 | 〇・一四〇〇 | 〇・一四〇〇 | 〇・七三三六 | 〇・七三三六 | 〇・一四〇〇 |
| 五五 | 五二 | 五二 | 五五 | 七九三 | 〇・一四〇〇 | 〇・一四〇〇 | 〇・七三三六 | 〇・七三三六 | 〇・一四〇〇 |
| 五六 | 五三 | 五三 | 五六 | 九九 | 〇・〇九一二 | 〇・〇九一二 | 〇・七三三六 | 〇・七三三六 | 〇・〇九一二 |
| 五七 | 五四 | 五四 | 五七 | 九九 | 〇・〇七三六 | 〇・〇七三六 | 〇・七三三六 | 〇・七三三六 | 〇・〇七三六 |

秋田県告示第五百五十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、
 次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づ
 き、告示する。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理人
 秋田県副知事 西村 哲 男

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|------|--------|---------|-------|---------------------|----------|----|
| 由利郡 | 象潟町 | 草木森 | 七の一 | 四〇、七四〇 | 〇・四〇七四〇 | 干害の防備 | 伐採種別 (附属明細書のとおり) | 立木の伐採の方法 | 要件 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 七の二四 | 二八、一七九 | 二・八一七九 | 公衆の保健 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 七の三六 | 二、五一八 | 〇・二五一八 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 一〇の三 | 九九一 | 〇・〇九九一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三八の一 | 八八、〇九七 | 八・八〇九七 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-----|---|--|--|--|--|--|-------------------------|---|-----------------|-----------------|
| 南秋田郡 | 五城目町 | 兔品沢 | 一の七 五二の一 五三 六二の一 六二の五 六二の六 六二の七 | 一七二、〇〇二 一四八、三三八 四八三、六一七 四二四、二二二 四三、五六九 九、一〇七 二、七九三 | 一六・六七八九 一四・四一〇七 四八・二二三二 四二・二三三三 二・六二〇五 〇・八四一七 〇・二八三〇 | 一六・六七八九 一四・四一〇七 三三・四七八〇 四二・二三三三 二・六二〇五 〇・八四一七 〇・二八三〇 | 〇・〇四九六 〇・一三七三 〇・〇七五八 〇・一五一一 〇・〇六三六 〇・一三〇四 〇・二〇四七 | 〇・〇四九六 〇・一三七三 〇・〇七五八 〇・一五一一 〇・〇六三六 〇・一三〇四 〇・二〇四七 | 干害の防備 公衆の保健 書のとおり | 主伐として 伐採を することが できる 立木は、 所在する 町村に 市町村 整備計 定期の 伐期を のものと する | (附属明細 書のとおり) | (附属明細 書のとおり) |
|------|------|-----|---|--|--|--|--|--|-------------------------|---|-----------------|-----------------|

〔「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

秋田県告示第五百五十三号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、次のとおり第三十三回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定に基づき、公告する。
平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時 平成十六年十月八日(金) 午前十時から正午まで
- (二) 場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 三階 三四会議室

二 試験科目

- (一) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
- (二) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処

三 受験申し込みに必要な書類

- (一) 受験願書(採石法施行規則様式第九によるもの)
- (二) 履歴書(採石法施行規則様式第十によるもの)
- (三) 写真(手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの)

四 受験願書用紙の配布

- (一) 期間及び時間 土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十六年七月一日(木)から同年九月二十四日(金)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部資源エネルギー課

五 受験願書の受付

- (一) 期間及び時間 土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十六年八月十六日(月)から同年九月二

十四日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部資源エネルギー課

六 受験手数料

額 八千円

(二)(一) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

七 合格者の発表

試験終了後十日以内に合格者に合格証を送付するとともに、平成十六年十一月下旬に秋田県公報に合格者の受験番号を登載する。

八 開示請求の受付

(一) 開示内容

科目別得点及び総合得点

(二) 期間及び時間

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|---|-----|---------------------------------|--------------|-------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| 一般国道 | 新 | 旧 | 百八号 | 由利郡由利町黒沢字黒沢下五八番地先から字北黒沢一六番一地先まで | 一七・四〇(三三・〇〇) | 〇・〇九四 | 〇・〇九四 |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年六月二十九日から同年七月十二日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、北秋田郡上小阿仁村土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲男

土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十六年十月十八日(月)から同年十一月十七日(水)までの午前九時から午後五時まで

九 試験についての問い合わせ先

産業経済労働部資源エネルギー課 資源・採石・火薬班(電話〇一八 八六〇 二二八六)

秋田県告示第五百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の村から協議があつた土地改良事業の施行について、次のとおり同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲男

一 西木村

同意年月日 平成十六年六月二十一日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(潟野地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))

二 西木村

(一) 同意年月日 平成十六年六月二十一日

(二) 事業名 土地改良事業(何久保地区農単小規模土地改良事業(かんがい排水))

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、羽後町土地改良区から次のとおり役員(の)の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 退任理事の住所及び氏名

| | |
|--------------------|-------|
| 雄勝郡羽後町足田字土館六十八番地 | 齊藤保雄 |
| 嶋田新田字嶋田五番地 | 齋藤喜光 |
| 上到米字唐松三十四番地 | 遠山菊助 |
| 大戸字大戸二十六番地 | 藤原恵太郎 |
| 下仙道字下草井沢百十四番地 | 佐藤壽彦 |
| 足田字土館百三番地 | 渡邊武吉 |
| 郡山字下郡三十八番地 | 仙道善吉 |
| 下仙道字風平七十六番地三 | 藤原一衛 |
| 西馬音内堀回字元城百七十八番地一 | 長谷山重吉 |
| 高尾田字家ノ下十二番地 | 佐藤虎雄 |
| 田代字門前三十一番地 | 長谷山徳男 |
| 新町字鷓鴣十三番地 | 佐藤松雄 |
| 嶋田新田字嶋田九番地 | 高橋信一 |
| 足田字福島五十七番地二 | 後藤甲亮 |
| 郡山字上郡二十七番地 | 遠藤一郎 |
| 嶋田新田字嶋田二十番地 | 佐藤薫 |
| 新町字鷓鴣二十五番地 | 小野章 |
| 嶋田新田字嶋田四十九番地 | 藤原庄悦 |
| 郡山字四ツ屋九番地 | 佐藤一志 |
| 高尾田字家ノ下十六番地二 | 高橋長造 |
| 平鹿郡十文字町睦合字中福島二十四番地 | 菊地利文 |
| 雄勝郡羽後町足田字安良町八番地 | 佐藤金一 |
| 西馬音内字向下川原百二十三番地 | 丹藤孝一 |
| 杉宮字田畑四十九番地一 | 佐々木孝一 |
| 新町字町尻一番地 | 藤原繁朗 |
| 林崎字林崎四十番地 | 柴田均 |

二 就任理事の住所及び氏名

| | |
|--------------------|--------|
| 雄勝郡羽後町足田字土館六十八番地 | 齊藤保雄 |
| 嶋田新田字嶋田五番地 | 齋藤喜光 |
| 田代字門前三十一番地 | 長谷山徳男 |
| 田代字黒沢四十二番地 | 長谷山毅 |
| 上到米字鴻屋五十八番地 | 小坂富男 |
| 新町字町尻一番地 | 藤原繁朗 |
| 平鹿郡十文字町睦合字中福島二十四番地 | 菊地利文 |
| 西馬音内堀回字元城百七十八番地一 | 長谷山重吉 |
| 林崎字林崎四十番地 | 柴田均 |
| 足田字土館百三番地 | 渡邊武吉 |
| 杉宮字田畑四十九番地一 | 佐々木孝一 |
| 床舞字中村九十九番地 | 池田茂男 |
| 中仙道字堀内四十二番地 | 畑山吉郎 |
| 大戸字大戸二十六番地 | 藤原恵太郎 |
| 下仙道字風平七十六番地三 | 藤原一衛 |
| 西馬音内字向下川原百二十三番地 | 丹藤孝一 |
| 高尾田字家ノ下十二番地 | 佐藤虎雄 |
| 上仙道字松山二百四十六番地 | 三浦忠司 |
| 大久保字家妻十七番地一 | 篠木清作 |
| 足田字安良町八番地 | 佐藤金一 |
| 西馬音内字中町五十番地 | 小松正行 |
| 退任監事の住所及び氏名 | |
| 雄勝郡羽後町田沢字下田沢三十六番地 | 黒澤祐太郎 |
| 高尾田字家ノ下二十六番地 | 佐々木祐太郎 |
| 軽井沢字下牛ノ沢百六十五番地 | 柴田輝男 |
| 郡山字下郡五番地 | 仙道吉克 |
| 嶋田新田字嶋田四十八番地 | 佐藤誠勇 |
| 杉宮字宿八十三番地一 | 佐々木進 |

- 雄勝郡羽後町西馬音内字橋場二十九番地
- 〃 〃 田代字門前四百三十七番地
- 就任監事の住所及び氏名
- 雄勝郡羽後町杉宮字宿八十三番地一
- 〃 〃 軽井沢字下牛ノ沢百六十五番地
- 〃 〃 郡山字下郡五番地

菅原 政一
阿部 治助

佐々木 進

柴田 輝男
仙道 吉克

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

除雪ドーザ（十三トン級） 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十一月十九日（金）

(四) 納入場所

秋田県北秋田地域振興局建設部

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

除雪ドーザ（十三トン級） 二台 平成十六年七月ころ

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 2)の資格に係る申請

1) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年七月二十九日（木）までに提出すること。

2) 審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年七月二十九日（木）までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話〇一八 八六〇 二七三八）
入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年六月二十九日（火）から同年八月九日（月）までの期間、随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十六年八月十九日（木）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条までに規定することによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snow Removing

Wheel Type Loader (13 ton class)
 2 Time-limit of tender: 1:30 P.M. 19 August, 2004
 3 Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
 平成十六年六月二十九日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
 小型ロータリ除雪車(一・三メートル級) 二台
 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
- (二) 納入期限
 平成十六年十一月十九日(金)
- (三) 納入場所
 県が指定する場所
- (四) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
 小型ロータリ除雪車(一・三メートル級) 一台 平成十六年七月ころ
 小型ロータリ除雪車(一・〇メートル級) 一台 平成十六年七月ころ
- (五) 入札に参加する者に必要な資格等
 一 入札に参加する者に必要な資格
 (一) 入札に参加する者に必要な資格
 (二) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (五) 2の資格に係る申請
 (一) 2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(三)に掲げる場所へ平成十六年七月二十九日(木)までに提出すること。
- 二 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年六月二十九日(火)から同年八月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月十九日(木)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定することによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定することによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased: 2 Rotary Snowplows

(1.3 meter Small Type)

2 Time-limit of tender : 1:45 P.M. 19 August, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of
Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita
prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄